

本校では、全ての教職員が、「いじめは絶対に許されない」ということや「いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得る」ということを強く認識し、いじめのない学校作りに向けて学校組織をあげて取り組みます。

1 いじめの定義

＜いじめ防止対策推進法の定義より＞

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの未然防止に向けて

- ① 児童一人一人に対して、豊かな心を育み、道徳性を身につけさせることを通して「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない心」を育成し、いじめに発展するかもしれない日常のトラブルの解決が図れるよう、計画的な指導を実践します。
- ② 児童一人一人が、意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」への取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図ります。
- ③ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- ④ インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導します。

3 いじめの早期発見に向けて

- ① いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われるということを、教職員一人一人が強く認識します。
- ② 児童の声に耳を傾け、児童の行動を注視し、児童の些細な変化を見逃さないようにします。
- ③ いじめの疑いがあることを認識した場合には、一部の教職員で抱え込むことなく全校体制で組織的に対応します。
- ④ 日頃から児童との信頼関係を深め、児童がいじめを相談しやすい体制を整えます。
- ⑤ 日頃からの保護者との信頼関係を深め、保護者との情報共有に努めます。
- ⑥ 児童、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決に向けて

- ① いじめられている児童を徹底的に守り通します。
- ② いじめられている児童や保護者の立場に立って対応します。
- ③ いじめの疑いがあることを認識した場合には、その場でその行為を止めさせたことで安易に解決したと思いつくことなく、組織的かつ継続的に対応します。
- ④ いじめている児童については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織としてしっかり指導します。
- ⑤ 双方の保護者に対して、学校組織として説明責任を果たしつつ、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにします。
- ⑥ いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育成します。
- ⑦ 解決した後も、いじめられた児童、いじめた児童の双方を継続的に指導・援助し、良好な人間関係の構築に努めます。

5 いじめ防止に関する年間計画（予定）

| 月 | 内 容 |
|-----|---|
| 4 | ・いじめ等に関する共通理解・情報交換（毎月） ・保護者への「学校いじめ防止基本方針」の周知（PTA総会） ・相談に関するリーフレットの配布 |
| 6 | ・児童によるいじめゼロ宣言 ・教育相談週間 |
| 7 | ・いじめに関するアンケート調査 |
| 1 1 | ・いじめ等アンケート調査 ・教育相談週間 |
| 1 2 | ・いじめ等に関する校内研修会（全教職員） |
| 1 | ・校内いじめ等対策委員会 |
| 2 | ・教育相談週間 |
| 3 | ・次年度の計画等 |